

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

通
度
省

[通産省]

○ 外国企業の取扱い
○ 電力問題

琉球政府復帰対策室長からの希望 (朝日会信317号) に対する回答

1. 外国企業の取扱い

○ オイヌ

(1) 各企業には復帰後速やかに (復帰後3ヶ月以内) 6ヶ月以内) 認可申請を行わせるか 通産省竹管業務

を管する企業については、実際に執行可能な事業範囲の比して定款の事業範囲が著しく過大である

ものについては、その変更を条件として認可する方針である。

(2) 上記にかかわらず、後述のオニヌに述べる今後建設する企業のうち、本土の外資政策上問題のある

企業、およびオニヌに述べる「ある種の企業」については、それぞれ個別の原則が適用される

とされる。

○ オニヌ

1971年6月17日以降復帰までの間に許可される外資企業については、わが国の外資政策等の産業

政策との適合性を考慮しケースバイケースで判断する方針である。

○ オニヌ

「ある種の企業」には石炭採掘にも含まれる。なお、サクセント・ジョージ・ショールは6月17日現在

琉球政府の正式許可は未定であるものの、この「ある種の企業」には該当せず、従って前

述のオニヌに連なる処理方針が適用されることとなる。

○ 2. 電力問題

電力問題は現在関係者と調整中である。